

## 「YouTube 新チャンネル運用伴走支援業務」委託仕様書

## 1 業務名

YouTube 新チャンネル運用伴走支援業務

## 2 趣旨

本県では、広報紙やテレビ、ホームページ、SNS など様々な媒体により県政の情報発信を行っているが、県の情報に触れる機会の少ない若年層への情報の届け方に課題を感じている。こうした中、YouTube を活用して県政情報や本県の魅力を効果的に発信する取り組みの一つとして、令和 5 年度より県庁職員自ら動画の制作・配信を行い、県公式 YouTube チャンネルの活性化、発信力強化を図ってきた。今年度からは、若年層をターゲットとした新チャンネルを立ち上げ、課題解決を目指すこととしている。

本業務では、新チャンネルの立ち上げから初期運用までの伴走支援を行うものである。

## ※チャンネルのすみわけ

	現チャンネル	新チャンネル
目的	県事業等の情報発信	県庁に親しみ・関心を持ってもらう。
ターゲット	県内在住の全年齢層	主に県内在住・県内出身の若年層 (20～30 代)
動画の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業動画 (職員以外が制作した動画)</li> <li>・記録動画 (記者会見、セミナー動画など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員 (アバター職員含む) が出演するもの</li> <li>・企画・演出・撮影・編集等、一連の作業を全て職員が自前で行うもの</li> </ul>
更新頻度	随時	2 週に 1 回 (将来的には週 1 回を目標とする)

## 3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

### (1) 新チャンネル立ち上げに係る助言・提案

#### ① 目的

ア. 県庁や県政に関心・親しみを持つ人を増やす。

イ. 企画・演出・撮影・編集スキルを有する職員を増やし、県庁の情報発信力強化を目指す。

ア、イを達成するための手法や考え方などについて、助言・提案を行うこと。

#### ② 運用方針

アカウント運用方針の策定に当たり、戦略的かつ効果的な助言・提案を行うこと。

#### ③ デザイン

・新チャンネルのアイコンを提案すること。

・統一感のあるサムネイルなど、「見たくなるチャンネル」にするための工夫がある場合は提案すること。

#### ④ 更新頻度

新チャンネル立ち上げ（8～9月頃を想定）後は、2週に1本の動画掲載を行うこととし、将来的には週に1本の動画掲載を目指す。

ターゲットに見られる新チャンネルとするための更新頻度やその継続運用について、助言・提案すること。

#### ⑤ 発信内容（想定テーマ）

ア. 施策・事業紹介（イベント・キャンペーン紹介、啓発（献血、選挙）など）

イ. 県庁の仕事紹介（室課の紹介、県有施設の紹介など）

ウ. 県庁職員紹介（仕事内容紹介など）

エ. イメージアップ動画（観光地紹介、伝統工芸紹介など）

オ. ブランディング動画（「寿司といえば、富山」を発信する動画など）

カ. その他、県庁や県政に関心・親しみを持てる内容

ターゲットに興味・関心を持ってもらうためのテーマ選定への助言・提案を行うこと。

#### ⑥ その他

ア. ①の目的達成のために効果的なチャンネル立ち上げ方法がある場合は、別途追加提案すること。

イ. 現チャンネルとの差別化戦略や現チャンネルの連携方法がある場合は、別途追加提案すること。

## (2) 新チャンネルの初期運用に係る助言・提案

### ① 新チャンネル紹介動画の制作

新チャンネルの認知度向上やチャンネル登録者の獲得につながることを期待できる紹介動画を職員が制作するに当たり、助言・提案を行うこと。ただし、県職員（アバター職員も可）の出演を必須とする。

### ② 効果検証に関すること

本委託業務の目的を達成するためのK P I 及びその目標値を設定のうえ、効果測定の方法について提案を行うこと。

- ア. K P I 及びその目標値は、動画の再生回数や総再生時間など、本事業を通じて県庁や県政に興味・関心をもつ人が増えたことがわかると考えられるものを選定し、選定理由も併せて提案すること。
- イ. アで設定したK P I の進捗状況を毎月報告し、必要に応じて課題の改善を行うこと。（必ずしも全てのK P I について報告を求めるものではない。）
- ウ. イとは別に、今後チャンネルを運用していくに当たり職員自身が定期的に効果検証できる仕組みを提案すること。
- エ. 県と月1回程度の打ち合わせを実施すること。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で県とやりとりを行い、対応すること。

### ③ その他

- ア. (1) ①の目的達成のために効果的なYouTubeチャンネルの運用方法がある場合は、別途追加提案すること。
- イ. 他の県公式SNS（LINE、Instagram、X、note）との連携施策がある場合は、別途追加提案すること。
- ウ. 令和7年度以降にチャンネルを継続的に運用する職員の運用力の向上に向けた支援方法がある場合は、別途追加提案すること。

## (3) 広報・PRに関すること

### ① 職員制作動画のインターネット広告

#### ア. インターネット広告の企画・制作

県が選定した動画（以下、広告配信動画）について、設定された目標の達成をはかるため、出稿媒体、ターゲティング設定、配信期間、配信費用、広告用バナーを提案すること。

#### イ. インターネット広告の出稿・運営管理

各広告配信動画に設定された目標の達成をはかるため、広告出稿期

間中は、適宜分析を行い、改善策を提案し、県の承認を得ること。

ウ. 実績報告書の提出

各広告配信動画の広告配信終了後に、実績報告書を県に提出すること。実績報告書には、目標が達成できたか、クリック回数、クリック単価、項目別の集計（性別、年齢別、地域別等）の実績を記載すること。

エ. 協議、打合せ等

より効果的な広告配信とするため、業務に関する協議、打合せ等は、県が必要とした場合は随時行うものとする。

オ. 広告配信は2本の動画について行い、各広告配信動画ごとの配信期間は、県と協議のうえ決定する。

② 新チャンネルのPR

新チャンネルの認知度向上やチャンネル登録者獲得に向け、各種広告やメディアを活用した広報・PRを実施すること。

活用する媒体は事業者において選定することとし、①広報・PRの戦略や方向性、②媒体選定の理由、③内容、④実施スケジュール等を提案すること。

③ 広告を掲載するサイトの基準

ア. 次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないこと。

- a 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- b 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- c 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- d 政治性または宗教性のあるもの
- e 特定の主義主張を目的とするもの
- f 前各号に掲げられるもののほか、県が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

イ. 前号で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに掲載を停止し、県に報告すること。

5 成果物

(1) 成果物は以下のとおりとする。

成果報告書（K P Iの達成状況や広告実績等を含む）

(2) 成果物に関する著作権等について

- ① 成果物に関する著作権は県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
- ③ 制作の都合上止むを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。

6 留意事項等

- (1) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (2) 本仕様書は、プロポーザル用であり、選定された契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更する場合がある。
- (3) 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。